



大仙市 子どもの貧困対策に関する推進計画

概要版

すべての子どもたちが
生まれ育った環境により左右されることなく
自分の可能性を信じ、自分の将来に夢と希望を持って
健やかに成長していける地域社会の実現を目指して

平成30年3月
大仙市

I 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

未来の日本を支えるのは、今を生きる子どもたちです。その子どもたちが自分の可能性を感じ、夢と希望を持って前向きに挑戦し、未来を切り拓いていける社会を作ることが必要です。しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の経済状況に左右されてしまう場合が少なくありません。

こうしたことから、国では平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）を施行し、同年8月には、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標およびその改善に向けた重点施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を策定しました。また、秋田県も平成28年3月に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」（以下「県計画」という。）を策定し、今後取り組む子どもの貧困対策の基本的な推進方針や、具体的な取り組み等を示しました。

大仙市にとりましても、子どもたちは一人一人がかけがえのない存在です。子どもたちが本市の豊かな自然の中で、地域の伝統や文化、人々との触れ合いを通して、次代を担う若者へと心豊かにたくましく健やかに成長することは、すべての市民の願いです。

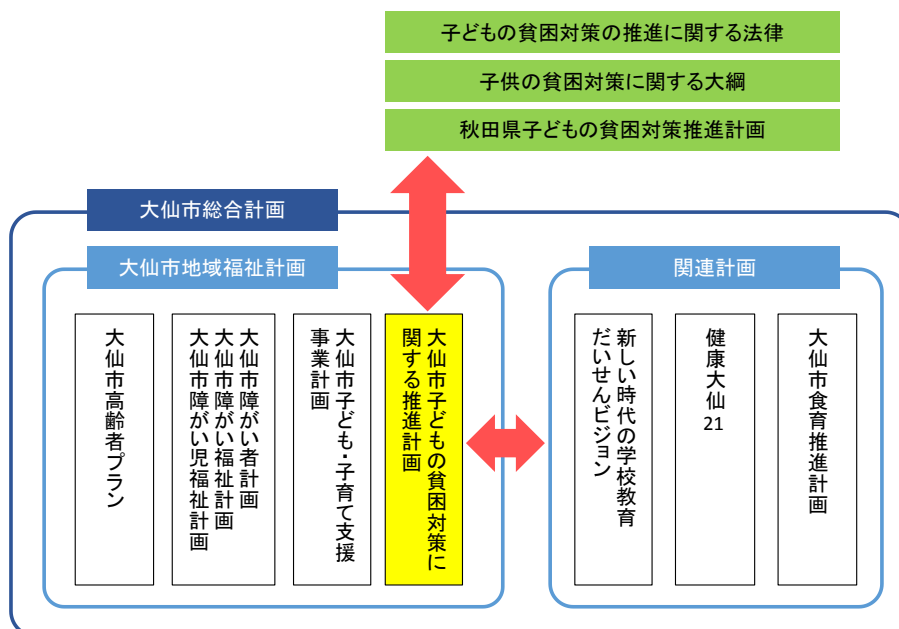
国や県と協力・連携し、また、市をはじめ地域社会や企業も含めた社会全体で取り組む体制づくりを進めることにより、すべての子どもたちが生まれ育った環境により左右されることなく、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長していける社会の実現を目指し、「大仙市子どもの貧困対策に関する推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、法や大綱の趣旨及び県計画における基本的な方針を踏まえた上で、本市の最上位計画である「大仙市総合計画」をはじめ、福祉分野の上位計画である「大仙市地域福祉計画」や、「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」などの関連計画との整合性に配慮し、本市の子どもの貧困対策に関わる基本理念や施策を推進する上での基本的な視点、関連施策について示すものです。

本計画の対象期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。ただし、中長期的な課題については、継続的に取り組むこととします。

計画の位置づけ

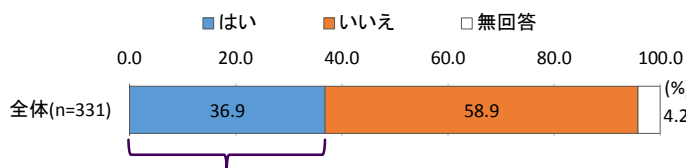


Ⅱ 本市の子どもの貧困にかかる課題

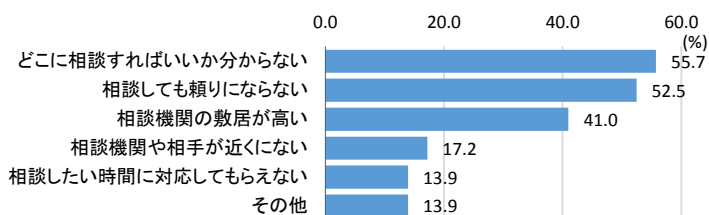
1 生活に関する課題

経済的に困難な状況にある世帯では、ひとり親世帯、精神疾患、病気など、保護者や世帯が経済状況以外の問題を抱えている傾向があります。こうした状況下では、子どもたちには規則正しい生活リズムや学習の習慣、身の回りの整理整頓などの基本的な生活習慣が身につかないばかりか、衛生面の問題や成長期に必要な食事を摂ることができないなどの理由から健やかな成長や健康に悪影響を及ぼす可能性があります。また、子どもに対する保護者の関心が低い、子どもが保護者に甘えることができないなど、親子関係が良好でない場合も多く見られます。こうした親子関係のもとでは、子どもたちの自己肯定感は芽生えにくく、将来への希望を持つことも、自分自身の可能性を信じることも困難になってしまいます。

いろいろ相談したいと思っても相談できずにいるか
(県ひとり親アンケート調査)



相談できずにいる理由



貧困の状況にあると思われる世帯の親子関係にみられる傾向 (ヒアリング調査)

(保護者側)

子どもへの関心が薄い
 養育環境を良くする気持がない
 子どもとの関わりが薄い、放任
 抑圧的である
 家事や育児を子どもにやらせている

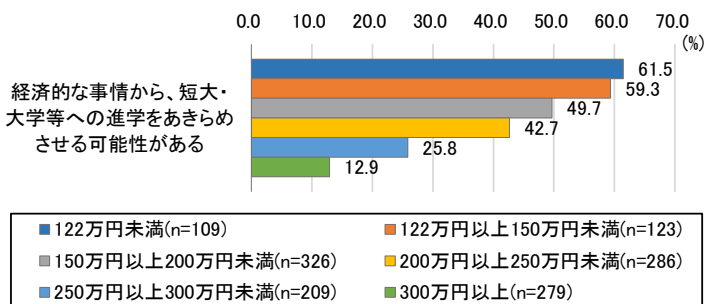
(子ども側)

自分の気持ちを保護者に言わない
 保護者に対して依存傾向がある
 保護者に対して恐怖心がある
 保護者に対して遠慮・我慢をしている

2 教育に関する課題

経済的に困難な状況にある世帯では、家庭での学習環境が整っていない傾向があり、その世帯で生活している子どもたちには、家庭学習の習慣が身につけにくく、学習への意欲も低い傾向が見られます。一方、学習に意欲的に取り組んでいる場合であっても、家庭の経済状況などへの不安が生じた場合には、学習への集中が妨げられ、学力や学びへの意欲が低下する可能性があります。また、家庭の経済状況を理由に、子どもも保護者も就学継続や希望する進学を諦めてしまう可能性もあります。

子どもの今後の進学についての影響 [等価可処分所得別]
(市民アンケート調査)



貧困の状況にあると思われる世帯の子どもにみられる傾向 (ヒアリング調査)

(生活習慣に関して)

生活リズム、生活習慣が整っていない
 ゲーム、スマホ、インターネット依存

(学習に関して)

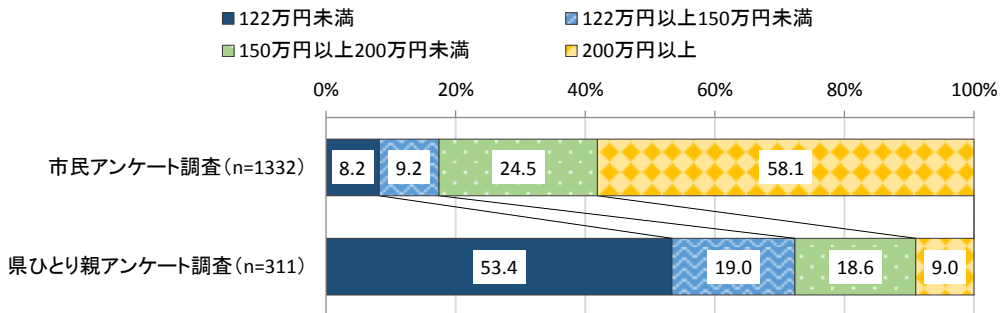
学習意欲が低い
 学力が低い
 不登校傾向がある
 遅刻・欠席が多い
 忘れ物が多い

※ 等価可処分所得：世帯の可処分所得を世帯人員数の違いで調整したもの。世帯人員の生活水準を数値として表す指標。

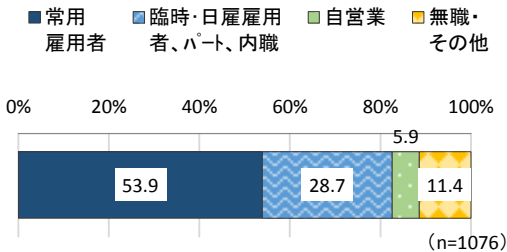
3 保護者の就労状況や経済状況についての課題

ひとり親世帯の保護者の就労状況をみると、多くの保護者が就労しているものの、特に母子家庭においては非正規雇用で働いている場合が多く、収入も低くなりがちです。また、経済的に困難な状況にあると思われる世帯の保護者は、健康面の問題や就労意欲の低さなどの理由から、就労収入が安定していない場合も多く見られます。こうした状況下では、保護者は経済的にも精神的にも余裕がなくなるため、養育環境が悪化したり、就学継続や進学が困難になるなど、子どもたちへの影響も大きいと言えます。

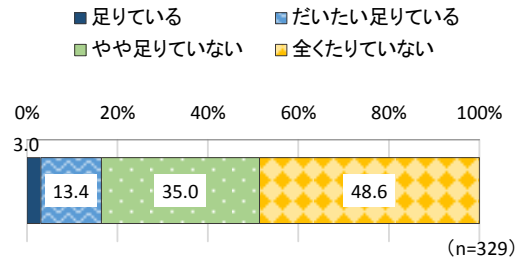
等価可処分所得分布（市民アンケート調査 および 県ひとり親アンケート調査）



ひとり親世帯の親の就労状況
（大仙市「平成29年度 大仙市の福祉」）



「収入は足りているか」
（県ひとり親アンケート調査）



4 「子どもの貧困問題」の特徴と支援体制についての課題

経済的に困難な状況にある場合、相談できる相手がいらない、どこに相談していいかわからない、相談しても解決できないのではないかなど、理由から、保護者は悩みや不安を抱え込んでいる場合があります。また、貧困は家庭内の問題であるため外からは見えにくく、仮に周囲の人が何らかの異変に気づいたとしても、子どもの貧困や相対的貧困への理解不足などから、問題を認識することや、積極的に関わることは難しいと言えます。

一方、支援する側の体制をみると、支援にあたる機関それぞれが一定の連携をもって取り組んでいるものの、すべての機関による連携の輪が構築されるところまでは至っていないことから、世帯の抱える問題を把握しきれない、情報共有の仕組みができていない、機関によって子どもや家庭への関わり方に違いがあるなどの課題があります。

Ⅲ 本市の子どもの貧困対策

1 基本理念と施策を推進するための基本的な視点

本市の子どもの貧困にかかる課題に対し、大仙市子ども条例における基本理念および大綱における子どもの貧困対策の意義を踏まえ、次に掲げる基本理念のもと、子どもの貧困対策に取り組めます。

～ 基本理念 ～

すべての子どもたちが、生まれ育った環境により左右されることなく、自分の可能性を信じ、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長していける地域社会の実現を目指します。

また、各種施策の実効性を高めるため、本市の現状に即した課題解決のための共通認識として3つの基本的な視点を掲げ、関連機関のみならず地域住民や企業と足並みをそろえた施策展開を目指します。

～ 施策を推進するための基本的な視点 ～

① 早期把握に努める

困難な状況にある子どもたちを適切な支援につなぐため、子どもや保護者、子どもがいる家庭とのさまざまな接点や関わりの中でSOSのサインを見落とさず、問題の早期把握につなげられるよう努めます。

② 健やかな成長を守る

子どもたちが自分の可能性を信じ、自分の将来に夢と希望を持って力強く進んでいけるよう、その心身の健やかな成長を守る必要があります。

③ 市、地域、企業が一体となって取り組む

基本理念に掲げる地域社会実現のためには、市・地域・企業が連携し、子どもの貧困問題に対する課題や現状についての認識を共有しながら、貧困の状況にある子どもやその世帯を温かいまなざしで見守り、子どもの貧困対策に継続的に取り組んでいく必要があります。

2 子どもの貧困対策の具体的な施策

本市では、基本理念と基本的な視点、そして子どもたちを取り巻く状況を踏まえて以下の5つの柱を設定し、この柱に基づき施策を実施します。

5つの柱は互いに相関し合う関係にあること、また、各施策・事業は互いに連携することで子どもの貧困対策としての効果を高められることに留意し、施策の実施にあたります。

施策の柱

【1】生活の支援

子どもたちが心身共に健やかに成長するためには、良好な親子関係と、身体的にも精神的にも安心できる家庭環境が欠かせません。子どもが望ましい養育環境で生活できるよう、子どもと保護者の生活を支援するとともに、子どもの居場所づくりに取り組みます。

【2】教育の支援

子どもたちの学びは将来への希望です。子どもたちが家庭の経済状況に左右されることなく自分の将来を切り拓いていけるよう、就学継続と希望する進学の実現を支援します。

【3】保護者の就労支援

子どもたちが抱く家庭の経済状況への不安を軽減し、安心して生活できるようにするためには、保護者が安定的に就労している状況が望ましいと言えます。子どもたちの安心を確保するため、就労が困難な状況にある保護者の就労や、就労中であってもより安定した収入が期待できる仕事への就労が見込まれる保護者への技能習得や資格取得を支援します。

【4】経済的支援

子どもたちが将来への進学の希望を諦めることなく、また、保護者も子どもたちの希望を諦めさせることなく生活するためには、子どもも保護者も経済的・精神的にゆとりを持って生活できるようにすることが重要です。生活基盤を支えるため、必要な給付事業などの支援を確実にを行います。

【5】支援体制の連携強化

子どもの貧困問題の背景にある家庭内の問題や、貧困を契機として起こりうる問題は多岐に渡っています。そうした問題を適切に把握し、必要な支援へと確実につなげる体制を構築するため、子どもやその保護者、世帯への支援に関わるすべての機関で子どもの貧困問題への認識を一つにし、連携強化を図ります。

3 施策の体系

生活の支援

妊娠中からの子育て支援事業(要支援妊産婦保健指導)	病児・病後児保育事業
妊婦健康相談	家庭児童相談
こんにちは赤ちゃん訪問事業	子育て短期支援事業(ショートステイ)
乳幼児健康診査	ひとり親家庭日常生活支援事業
乳幼児健康相談	母子生活支援施設措置事業
経過観察児訪問	ひとり親家庭相談
母子健康教育(離乳食教室・パパママ教室)	住宅リフォーム支援事業(子育て世帯補助率5%上乘せ)
食育推進事業	子ども・若者総合相談センター(びおら・ふらっと)
一時預かり事業(一時保育事業)	生活困窮者の自立相談支援
延長保育事業	生活困窮者の家計相談支援
夜間一時預かり事業	ほっとスペース(臨床心理士によるカウンセリング事業)
地域子育て支援拠点事業(子育てひろば3ヶ所)	心の教室活用事業(小中学校へ心の相談員派遣)
ファミリー・サポート・センター事業	【新規】 子育て世代包括支援センター(平成31年度から)
放課後児童クラブ	

教育の支援

放課後子ども教室	奨学金制度(高校生・大学生)
フレッシュ広場(適応指導教室)	【新規】 生活困窮世帯の子どもの学習支援(平成31年度から)
就学援助(小学生・中学生)	

保護者の就労支援

ひとり親家庭の就労支援	ひとり親家庭自立支援給付金(教育訓練給付金)
生活困窮者の就労支援	生活困窮者の就労準備支援
ひとり親家庭自立支援給付金(高等職業訓練促進給付金)	生活保護受給者の就労支援

経済的支援

助産施設入所事業	生活困窮者への住居確保給付金
【拡充】 すこやか子育て支援事業	【拡充】 児童扶養手当
保育料の減免	【拡充】 母子父子寡婦福祉資金貸付事業(県)
児童手当	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業
福祉医療費助成事業(乳幼児及び小中学生)	たすけあい資金貸付事業
福祉医療費助成事業(ひとり親家庭児童)	生活福祉資金貸付制度(県社協)
子育て世帯応援融資利子補給事業	【新規】 子育てファミリー支援事業(平成30年度から)
生活保護	

支援体制の連携強化

乳幼児発達支援連絡会	子ども・若者サポートネット協議会
要保護児童対策地域協議会	生活困窮者自立相談支援室支援調整会議

IV 計画の推進体制

計画の推進体制と進捗管理

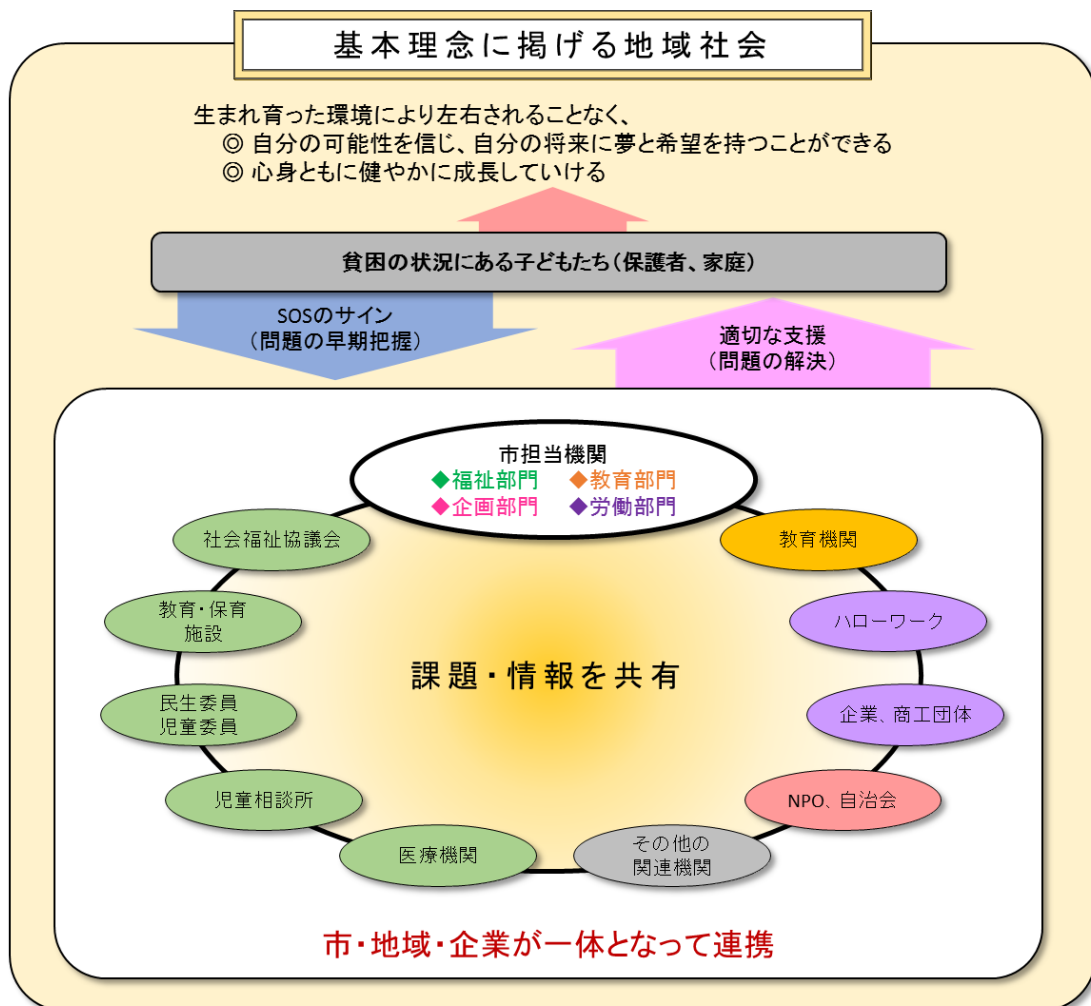
経済的に困難な状況にある子どもやその家庭が抱える課題は多岐に渡っています。そうした課題に対応していくため、計画の推進にあたっては、福祉部門、教育部門、企画部門、労働部門などの市関連各課および関連機関等からなる「子どもの貧困対策に関する連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、全市体制で取り組みます。

また、計画の推進に継続的に取り組み、その実効性を高めていくため、教育機関や地域企業、自治会、NPOなどとの連携構築に努めます。

計画に掲げた施策・事業の実施状況や課題、成果などを確認し、連絡会議の場で情報を共有するほか、効果などについて検証します。

また、必要に応じて、取り組み内容の見直しや新規事業の必要性なども検討します。

貧困の状況にある子どもたちの支援体制として目指すべき姿



大仙市子どもの貧困対策に関する推進計画

大仙市 健康福祉部 子ども支援課

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1-1

TEL 0187-63-1111 FAX 0187-63-1119